

○牛窓海遊文化館条例

平成18年2月13日

条例第6号

牛窓海遊文化館条例(平成16年瀬戸内市条例第146号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民の教育及び文化の向上発展に寄与するとともに、産業振興の増大を図るため、牛窓海遊文化館(以下「海遊文化館」という。)を瀬戸内市牛窓町牛窓3056番地に設置する。

(指定管理者による管理)

第2条 海遊文化館の管理は、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第67号)の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の期間)

第3条 指定管理者が海遊文化館の管理運営を行う期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は第1条の目的を達成するため、海遊文化館において次の業務を行う。

- (1) 朝鮮通信使の資料展示及びだんじりの保管展示
- (2) 海遊文化館資料に関する調査、研究及び知識の普及啓発
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成に必要な業務

(指定管理者が行う管理基準)

第5条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、海遊文化館の管理を行わなければならない。

(開館時間)

第6条 海遊文化館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 海遊文化館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 水曜日(水曜日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日)
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (行為の許可)

第8条 海遊文化館において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売及びこれに類する行為
- (2) 広告物の掲出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が別に定める行為

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が次に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- (1) 公共の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、海遊文化館の管理上支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 指定管理者は、海遊文化館の管理上必要な範囲内で第1項の許可に条件を付すことができる。

(許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反している者
- (2) 偽りその他不正な手段により、前条第1項の規定による許可を受けた者
- (3) 前条第3項の条件に違反している者

(利用料金)

第10条 海遊文化館の利用者(以下「利用者」という。)は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、公益上必要があると認められる次の各号に該当するときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 小学生未満のもの
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けたもの
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、海遊文化館の利用を拒み、又は海遊文化館から退去を命じることができる。

- (1) 他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、展示物等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(損害賠償)

第14条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、展示物及び施設等を損

傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第10条関係)

区分	個人	団体	
		30人以上	100人以上
大人	300円	250円	200円
学生 (小学生・中学生・高校生)	150円	100円	100円